

# 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針

令和2年5月

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、文部科学大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

## 一 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の意義及び目標に関する事項

### 1 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の意義

- 我が国には、文化財をはじめ、有形・無形の貴重かつ魅力のある文化資源が多く存在する。これらの文化資源の保存・修復などを適切に進めていくことを大前提として、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義の理解につながり、新たな文化の創造・発展につながるものである。文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出される。
- このような好循環を創出する原動力となるのは、地域でまだ十分に光が当てられていない文化資源を含めた様々な文化資源の魅力に触れ、文化への理解を深めることができる機会を国内外からの幅広い来訪者に提供することである。このような取組を、法第2条第1項において「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光」すなわち「文化観光」と位置付けた。
- このような文化観光を推進するに当たっては、文化資源の展示、上演、行事の開催を行うだけでなく、文化資源の文化的・歴史的背景を適切にわかりやすく表現することによって、来訪者が文化資源についての理解を深めることができる取組が必要である。文化資源の保存及び活用を行う博物館、美術館、社寺、城郭等の施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）が、地域の事業者と連携しつつ、文化資源の魅力をわかりやすく解説・紹介し、常にその魅力に触れることができる場となることによって、地域の文化観光の推進の拠点となる。このような施設を、法第2条第2項において「文化観

光拠点施設」として位置付けており、地域の文化観光の推進の拠点としての機能強化及びこれを中核に据えた地域一体の取組を推進することによって、国内外からの来訪者が、我が国や地域が固有に持つ文化や歴史、自然についての理解を深めることができるようにすることが重要である。

- ・ また、地域住民が文化財などの文化資源の価値を再認識するとともに、文化観光拠点施設の機能強化や地域における文化観光の推進に関する各事業に積極的に参画することにより、地域への愛着心が高まり、地域住民自らの情報発信など、地域の活性化にもつながる。
- ・ 我が国の各地域において、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出していくため、法に基づく特別の措置その他の総合的な支援により、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進し、これを実現していくものである。

## 2 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の目標

認定された各地域の取組を通じて、以下の事項を実現することを法に基づく政策で目指す目標とする。

- ・ 文化の振興を起点として、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環が創出されること。
- ・ 文化観光拠点施設と文化観光を推進する事業を実施する者（文化観光推進事業者）、地方公共団体との連携体制が構築されること。
- ・ 文化観光拠点施設等における魅力ある解説・紹介等の取組を通じて、文化について多くの来訪者の文化への理解が深まり、満足度が高まること。
- ・ 文化観光拠点施設及び地域への国内外からの来訪者が増加すること。特に、国外からの来訪者が今後10年間で現在の2倍程度まで増加すること。

### 二 文化観光拠点施設機能強化事業に関する基本的な事項

文化観光拠点施設は、国内外からのさまざまな年齢層、国籍や文化背景を持つ者、障害者など幅広い来訪者に文化資源の魅力を分かりやすく解説・紹介する施設として、文化観光推進事業者と連携し、地域における文化観光の推進の拠点となるものである。このような文化観光拠点施設の機能を強化するために、文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（以下「拠点計画」という。）において法第2条第3項で規定する「文化観光拠点施設機能強化事業」を実施する。

なお、拠点計画には、法第2条第3項各号に掲げる事業のすべてについて、それぞれの事業を文化観光拠点施設機能強化事業として記載する必要がある

が、既に十分に実施している一部の事業については、その内容を拠点計画に記載することで足り、新規に事業を行わない場合も考えられる。

## 1 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業

文化資源の魅力を増進するため、以下のような事業に取り組む。

(具体例)

### **【文化資源の充実】**

- ・ 文化資源の由来、複数の文化資源がある場合はその関連性、文化的価値等の魅力に関する詳細な調査研究の実施
- ・ 一定期間ごとの展示内容の更新
- ・ 所有する資料（コレクション）の充実（デジタルアーカイブ化も含む）
- ・ 他の文化施設等との連携や展示品等の貸借
- ・ 地域住民及び来訪者（子供、高齢者、障害者、外国人等を含む。）が交流を通じて文化資源の魅力を手感できる企画の実施

### **【人材育成・確保】**

- ・ 文化資源について専門的知見を有する人材の育成・確保
- ・ 文化資源の魅力の解説・紹介や情報発信、関係者間の調整など文化観光の推進に関する専門的知見を有する人材の育成・確保

## 2 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業

国内外からの来訪者が文化についての理解を深めることに資するため、以下のような事業に取り組む。

(具体例)

### **【分かりやすい解説・紹介】**

- ・ 文化資源の魅力を理解する上で重要な歴史的、文化的背景について、文化資源の相互の関連性や明確なテーマを設定したストーリー性のある分かりやすい解説・紹介の実施
- ・ 国内外からの幅広い来訪者（子供、高齢者、障害者、外国人等を含む。）に対する文化資源の魅力の分かりやすい解説・紹介の実施
- ・ 専門家や地域ボランティアによるガイドツアーの実施

### **【情報通信技術の活用】**

- ・ デジタルディスプレイやオーディオガイド、映像コンテンツ、QRコード、スマートフォンやタブレット端末などの情報機器の活用、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）などの情報通信技術を用いた解説・紹介の実施

### 【多言語対応】

- ・ 多言語（言語の数は指定するものではないが、来訪者のニーズに合わせて対応すること）による分かりやすい表現での解説・紹介の実施
- ・ 通訳案内士を活用したガイドツアーの実施

## 3 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業

文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの来訪者の移動の利便及び利用の増進を図るため、以下のような事業に取り組む。

（具体例）

### 【移動の利便性】

- ・ 交通事業者等と連携し、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通や、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した、快適で満足度の高い来訪の実現
- ・ イベントなどで来訪者が増加することに合わせた交通手段の増便
- ・ 文化資源保存活用施設に来訪しやすくなる共通乗車船券の発行

### 【利用の利便性】

- ・ 施設内の案内の多言語化
- ・ チケットをインターネットで購入できるシステムの整備
- ・ インターネットを利用した情報の閲覧を可能とするためのWi-Fiの設置
- ・ 交通系ICカード等を活用したキャッシュレス決済の整備
- ・ 開館時間の延長
- ・ 文化資源保存活用施設内のバリアフリー化

## 4 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業

国内外からの来訪者が楽しみ、文化とそれを育ててきた地域へのより一層の理解や親しみを深める機会の充実を図るため、以下のような事業に取り組む。

（具体例）

- ・ ミュージアムカフェやミュージアムショップ等の充実
- ・ 文化観光拠点施設周辺の店舗等との連携による飲食、買い物、休憩等の充実

## 5 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

国内外への宣伝に当たっては、その前提として、文化観光拠点施設及び地域

について、外国人観光旅客の利便の増進に資する多言語化・Wi-Fi整備等の措置が、十分に実施されていることが望ましい。その上で、宣伝の充実を図るため、以下のような事業に取り組む。

(具体例)

- ・ 国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる多言語でのホームページ等の情報発信環境の整備
- ・ 国内外へのプロモーションの実施（文化資源保存活用施設自ら実施することに加え、日本政府観光局（JNTO）や文化観光推進事業者等が実施する取組を含む。）
- ・ ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等を用いた、効果的な情報発信手段の検討、導入

## 6 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

1～5の事業を実施する際に必要となる施設や設備の整備に取り組む。

### 三 地域文化観光推進事業に関する基本的な事項

文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、地方公共団体、文化観光拠点施設、文化観光推進事業者等が有機的に連携することが重要であり、そのことによって地域の活性化に寄与する。このような地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を実現するため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（以下「地域計画」という。）において、法第2条第4項で規定する「地域文化観光推進事業」を実施する。

なお、地域計画には、法第2条第4項各号に掲げる事業のすべてについて、それぞれの事業を地域文化観光推進事業として記載する必要があるが、既に十分に実施している一部の事業については、その内容を地域計画に記載することで足り、新規に事業を行わない場合も考えられる。

## 1 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業

地域における文化資源の総合的な魅力を増進するため、以下のような事業に取り組む。

(具体例)

### **【文化資源の充実】**

- ・ 文化観光の観点から地域における文化資源の把握
- ・ 関係性の深い文化資源を束ねた明確なテーマを設定したストーリー性のある分かりやすい解説・紹介

- ・ 地域内の複数の文化施設等が連携した誘客イベント等の企画
- ・ 都市公園や道路、港湾にオブジェ等を設置するなど地域が一体となったアート空間の創出
- ・ 地域の高等学校、高等専門学校、専修学校、大学等の教育機関と連携した文化資源の解説・紹介

#### 【人材育成・確保】

- ・ 文化資源について専門的知見を有する人材の育成・確保
- ・ 文化資源の魅力の解説・紹介や情報発信、関係者間の調整など文化観光の推進に関する専門的知見を有する人材の育成・確保

## 2 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業

地域内を移動する国内外からの来訪者の移動の利便の増進を図るため、以下の項目について、例示のような事業に取り組む。

(具体例)

#### 【移動の利便性】

- ・ 交通事業者等と連携した様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通や、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した快適で満足度の高い地域内の周遊の実現
- ・ イベントなどで来訪者が増加することに合わせた交通手段の増便
- ・ 地域への来訪及び地域内の周遊のために必要となる共通乗車船券の発行

#### 【利用の利便性】

- ・ 地域内の施設や公共交通機関の円滑な利用に必要な外国語等による多言語による情報提供
- ・ インターネットを利用した情報の閲覧を可能とするためのWi-Fiの整備
- ・ 交通系ICカード等を活用したキャッシュレス決済の整備
- ・ 道路や都市公園等の地域内のバリアフリー化

## 3 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業

国内外からの来訪者が楽しみ、文化とそれを育ててきた地域へのより一層の理解や親しみを深める機会の充実を図るため、以下のような事業に取り組む。

(具体例)

- ・ 文化観光拠点施設周辺の店舗や商店街等との連携によるまち歩きの充実
- ・ 地域住民の個人所蔵の作品などをまち全体で展示すること等による回遊性

の充実

- ・ 地域の特産品や景観の魅力などを生かした地域のにぎわいの創出

#### 4 国内外における地域の宣伝に関する事業

国内外への宣伝に当たっては、その前提として、文化観光拠点施設及び地域について、外国人観光旅客の利便の増進に資する多言語化・Wi-Fi整備等の措置が、十分に実施されていることが望ましい。その上で、宣伝の充実を図るため、以下のような事業に取り組む。

(具体例)

- ・ 国内外からの来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる多言語でのホームページ等の情報発信環境の整備
- ・ 国内外へのプロモーションの実施（地方公共団体や文化資源保存活用施設の設置者自ら実施することに加え、日本政府観光局（JNTO）や文化観光推進事業者等が実施する取組を含む。）
- ・ ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等を用いた、効果的な情報発信手段の検討、導入

#### 5 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業

1～4の事業を実施する際に必要となる施設や設備の整備に取り組む。

### 四 拠点計画の認定に関する基本的な事項

#### 1 拠点計画の作成及び申請の主体

法第4条第1項の規定に基づき、拠点計画の作成及び申請は、文化資源保存活用施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同して行う。

#### 2 拠点計画の記載事項に関する留意事項

法第4条第2項に規定する拠点計画の記載事項についての留意点は以下のとおりとする。

- (1) 当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する基本的な方針
- ・ 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化にどのように取り組むかについて、基本的な方針を記載する。
  - ・ その際、文化資源保存活用施設を取り巻く現状として、主要な文化資源の特定、観光客の動向の確認、他の文化資源保存活用施設（他地域の先進事例などを含む）との比較などを行った上で、取組を強化すべき事項及びその基本

的な方向性について記載する。

#### (2) 拠点計画の目標

- ・ (1) の基本的な方針に沿って、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために拠点計画で達成する目標について、どのような事業をどの程度実施すべきか客観的に判断できるよう、具体的に設定する。
- ・ 具体的には、文化についての理解を深められることによる来訪者の満足度の向上、国内外からの来訪者数の増加（特に、国外からの来訪者数については、今後10年間で2倍程度まで増加するよう、計画期間に応じて適切に設定すること）に加え、例えば、リピーター率の上昇等が想定される。

#### (3) (2) の目標を達成するために行う文化観光拠点施設機能強化事業の内容、実施主体及び実施時期

- ・ 事業の内容及び実施主体を明確にする（特に、法に基づく特例を受けようとする場合は、その対象を極力具体的に示す。）。
- ・ 実施時期については、(5) の計画期間内において、いつ実施するかを明確にする。

#### (4) 文化観光拠点施設機能強化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 事業の実施に必要な経費を整理し、その調達方法（国からの支援を含む）を明確化する。その際、事業の内容に応じて、関係事業者の協力を得て実施する。
- ・ 観覧料金等に関しては、国内外の参考事例なども踏まえ、その魅力に見合った価格を設定する。
- ・ 計画期間中に実施する取組は、計画終了後も継続していくことが重要であり、その見込みを記載する。

#### (5) 計画期間

- ・ 文化観光の推進に集中的に取り組む期間とし、おおむね5年以内とする。

#### (6) 拠点計画の名称

- ・ 拠点計画の内容を、対外的に分かりやすく発信することに資する名称を付与する。

(7) 拠点計画に係る事務の実施体制

- ・ 拠点計画が円滑かつ確実に実施されるための体制について詳細に記載する。

(8) 拠点計画の目標の達成状況に係る評価

- ・ (2)において設定した目標の達成状況をどのように評価するかについて記載する。
- ・ 評価については、5年の計画期間を設定する場合は計画期間開始後おおむね3年程度を目途に行い、計画期間が5年よりも短い場合は、その目標の達成状況の確認が可能となった時点で行う。

### 3 認定に関する基準

拠点計画の認定に関する基準は、法第4条第3項各号の規定による。具体的な判断基準は次のとおりとする。

① 法第4条第3項第1号に関する基準

基本方針に記載された事項に照らして適切なものであること。特に、以下の点が明確であること。

- イ 拠点計画は、地域における文化観光の推進の拠点たる文化観光拠点施設としての機能強化を図るものであるため、拠点計画による文化観光の推進が、文化観光拠点施設の機能強化に留まらず、当該施設の所在する地域における文化観光の推進にも貢献する計画であること。
- ロ 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出に向けた文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能強化に関する基本的な方針が明確となっており、どのような文化観光拠点施設機能強化事業をどのように実施するのか、また事業の効果を検証するために適切な目標が設定されているか、が確認できるものであること。

② 法第4条第3項第2号に関する基準

拠点計画に基づき実施する事業が、文化観光拠点施設としての機能強化に寄与するものであることが合理的に説明されていること。実施する事業は、新規で行うものに限らず、既に十分に実施していることが拠点計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

③ 法第4条第3項第3号に関する基準

計画の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。特に、以下の点が明確であること。

- イ 事業の主体が具体的に特定され、事業の内容及びスケジュールが具体的か

つ明確であること。

- ロ 事業実施のための必要な資金額やその調達方法が明らかであり、かつ、計画終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。

#### ④法第4条第3項第4号に関する基準

地域が一体となって文化観光の推進を促進する観点から、拠点計画を作成する前に、当該文化資源保存活用施設の所在する地域において認定地域計画が作成されている場合には、当該認定地域計画の基本的な方針や目標、計画期間等が拠点計画との関係において整合性がとれていること。

### 4 主務大臣による市町村及び都道府県への意見聴取

拠点計画は地域における文化観光の推進のために行うものであることから、関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）や都道府県の意向も踏まえて認定の判断を行うことが重要であり、主務大臣は、拠点計画の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ意見聴取を行う。このため、拠点計画の作成・変更に当たっては、これらの市町村及び都道府県と適切に情報共有等の連携を行うこと。

### 5 認定した拠点計画の内容の公表

地方公共団体をはじめとする当該地域の関係者が、拠点計画の内容を把握して連携するきっかけとするとともに、好事例として他の文化資源保存活用施設が参考とすることができるよう、法第4条第5項の規定に基づき、主務大臣は、認定した拠点計画の内容をホームページ等で公表する。

### 6 認定を受けた拠点計画の変更

拠点計画の変更（文化観光拠点施設機能強化事業の同一年度内の実施時期の変更等の軽微な変更を除く。）については、法第5条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受ける必要がある。

### 7 認定拠点計画の実施状況に関する報告の徴収

主務大臣は、認定を受けた拠点計画の実施状況について適切に把握することができるよう、法第6条の規定に基づき、報告の徴収を行うことができる。なお、報告が行われず又は虚偽の報告がなされた場合は、法第24条の規定による罰則が適用される。

## 8 認定の取り消しについて

認定拠点計画が認定基準を満たさなくなった場合は、国の支援や特例措置を講ずることは適切ではないため、主務大臣は、法第7条の規定に基づき、当該認定を取り消すことができる。

### 五 地域計画の認定に関する基本的な事項

#### 1 協議会の組織及び運営

法第11条第1項の規定に基づき、市町村又は都道府県が協議会を組織するに当たっては、地域住民、地域の文化に関する学識経験者、地域の産業界など幅広い関係者が地域計画の作成に関与することによって、地域の実情を踏まえ、地域に支えられた持続可能な形での文化観光を推進していくことが望ましい。なお、市町村又は都道府県は単独又は共同して協議会を設置することができる。

##### (1) 協議会の構成員

- ・ 当該市町村又は都道府県
- ・ 当該市町村又は都道府県の区域に所在する文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設の設置者
- ・ 当該市町村又は都道府県の区域に係る文化観光推進事業者
- ・ 関係する住民、学識経験者、商工関係団体その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

##### (2) 留意事項

#### ①協議会を組織することの要請

協議会を組織することができるのは市町村又は都道府県に限られることから、法第11条第3項の規定に基づき、文化観光拠点施設の設置者（まだ文化観光拠点施設の機能を有していない文化資源保存活用施設の場合には、既に拠点計画の申請を行っている等、その設置者が文化観光拠点施設にしようとしている場合を含む）は、その文化観光拠点施設の所在する地域における文化観光の推進に関して協議を行う協議会が組織されていない場合は、当該施設を文化観光拠点施設として、それを中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進することについて関係者による協議を行うため、市町村又は都道府県に協議会を組織することを要請することができる。

#### ②協議会を組織した旨の公表

市町村又は都道府県は、協議会を組織したときは、法第11条第4項の規定に基づき、遅滞なく、協議会の名称、構成員の氏名又は名称、協議事項等につ

いて公表する。

### ③自己を協議会の構成員として加えることの申出

文化資源保存活用施設の設置者又は文化観光推進事業者が、当該地域の文化観光の総合的かつ一体的な推進に関して自らも関与することを求める場合は、法第11条第5項の規定に基づき、協議会を組織する市町村又は都道府県に対し、自己を協議会の構成員として加えることについて申し出ることができる。同条第6項に基づき、当該申出を受けた市町村又は都道府県は、法及び協議会の目的、活動から逸脱するなどの正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

## 2 地域計画の記載事項に関する留意事項

法第12条第2項に規定する地域計画の記載事項についての留意点は以下のとおりとする。

### (1) 地域計画の区域

- ・ 当該協議会の構成員である市町村又は都道府県の区域内について、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画の区域（以下「計画区域」という。）を特定する。区域の広さについては特段の制限は設けないこととする。
- ・ その際、中核となる文化観光拠点施設の魅力を最大限活かして地域の総合的かつ一体的な取組を行うことが可能である範囲で計画区域を設定するよう留意する。

### (2) 中核とする文化観光拠点施設の名称及び位置

- ・ 計画区域内の文化観光拠点施設のうち、中核とするものを特定する。その際、有機的に連携した取組を行う場合には、複数の文化観光拠点施設を中核とすることができる。
- ・ なお、中核とする施設については、地域計画の申請時点において必ずしも文化観光拠点施設の要件を備える必要はなく、少なくとも地域計画の計画期間中に適切な形で文化観光拠点施設の要件を備えればよいこととする。

### (3) 計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

- ・ 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進にどのように取り組むかについて、基本的な方針を記載する。

- ・ その際、地域における文化観光を取り巻く現状として、地域内の主要な文化資源の特定、観光客の動向の確認、他の地域（先進事例などを含む）との比較などを行った上で、取組を強化すべき事項及びその基本的な方向性について作成する。

#### （４）地域計画の目標

- ・ （３）の基本的な方針に沿って、文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するために地域計画で達成する目標について、どのような事業をどの程度実施すべきか客観的に判断できるよう、具体的に設定する。
- ・ 具体的には、文化についての理解を深められることによる来訪者の満足度の向上、国内外からの来訪者数の増加（特に、国外からの来訪者数については今後１０年間で２倍程度まで増加するよう、計画期間に応じて適切に目標を設定すること）に加え、例えば、リピーター率の上昇等が想定される。

#### （５）（４）の目標を達成するために行う地域文化観光推進事業の内容、実施主体及び実施時期

- ・ 事業の内容及び実施主体を明確にする（特に、法に基づく特例を受けようとする場合は、その対象を極力具体的に示す。）。
- ・ 実施時期については、（７）の計画期間内において、いつ実施するかを明確にする。

#### （６）地域文化観光推進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 事業の実施に必要な経費を整理し、その調達方法（国からの支援を含む）を明確化する。その際、事業の内容に応じて、関係事業者の協力を得て実施する。
- ・ 観覧料金等に関しては、国内外の参考事例なども踏まえ、その魅力に見合った価格を設定する。
- ・ 計画期間中に実施する取組は、計画終了後も継続していくことが重要であり、その見込みを記載する。

#### （７）計画期間

- ・ 文化観光の推進に集中的に取り組む期間とし、おおむね５年程度とする。

#### (8) 地域計画の名称

- ・ 地域計画の内容を、対外的に分かりやすく発信することに資する名称を付与する。

#### (9) 地域計画に係る事務の実施体制

- ・ 地域計画が円滑かつ確実に実施されるための体制について詳細に記載する。

#### (10) 地域計画の目標の達成状況に係る評価

- ・ (4) の目標設定において設定した目標の達成状況をどのように評価するかについて記載する。
- ・ 評価については、計画期間開始後おおむね3年程度を目途に行う。

### 3 他の計画との調和

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進は、国土形成の推進、地域再生、まちづくりなど、様々な取組と相まって、相互に調和がとれた形で行われるべきものである。このため、地域計画は、これらの取組に関する計画と調和したものであることが必要である。

### 4 認定に関する基準

地域計画の認定に関する基準は、法第12条第4項各号の規定による。具体的な判断基準は次のとおりとする。

#### ① 法第12条第4項第1号に関する基準

基本方針に記載された事項に照らして適切なものであること。特に、以下の点が明確であること。

- ・ 文化の振興を起点とした、観光の振興、地域の活性化の好循環の創出に向けた文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針が明確となっており、どのような地域文化観光推進事業をどのように実施するのか、また、事業の効果を検証できる適切な目標が設定されているか、が確認できるものであること。

#### ② 法第12条第4項第2号に関する基準

地域計画に基づき実施する事業が、計画区域における文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであることが合理的に説明されていること。実施する事業は、新規で行う事業に限らず、既に十分に実施していることが地域計画に記載されている場合には、その内容も含めて確認することとする。

### ③ 法第12条第4項第3号に関する基準

計画の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。特に、以下の点が明確であること。

- イ 事業の主体が具体的に特定され、事業の内容及びスケジュールが具体的かつ明確であること。
- ロ 事業実施のための必要な資金額やその調達方法が明らかであり、かつ、計画終了後も必要な取組を継続できる見通しがあること。

### 5 認定した地域計画の内容の公表

文化資源保存活用施設の設置者が拠点計画を作成するに当たり、地域計画の内容を把握できるようにするとともに、当該地域の関係者が当該認定地域計画に基づく事業と連携するきっかけとすることや、好事例として他の地方公共団体等が参考とすることができるよう、法第12条第5項に基づき、主務大臣は、認定した地域計画の内容をホームページ等で公表する。

### 6 認定を受けた地域計画の変更

地域計画の変更（地域文化観光推進事業の同一年度内の実施時期の変更等の軽微な変更を除く。）については、法第13条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受ける必要がある。

### 7 認定地域計画の実施状況に関する報告の徴収

主務大臣は、認定を受けた地域計画の実施状況について適切に把握することができるよう、法第14条の規定に基づき、報告の徴収を行うことができる。なお、報告が行われず又は虚偽の報告がなされた場合は、法第24条の規定による罰則が適用される。

### 8 認定の取り消しについて

地域計画が認定基準を満たさなくなった場合は、国の支援や特例措置を講ずることは適切ではないため、主務大臣は、法第15条に基づき、当該認定を取り消すことができる。

## 六 関連する文化の振興に関する施策及び観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

### 1 関連する文化の振興に関する施策との連携

文化観光拠点施設において保存及び活用する文化資源のうち、主要なもの

の一つである文化財については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく保存及び活用の措置が図られている。本法に基づき文化観光を推進するに当たっては、文化財を含めた文化資源の保存及び活用が大前提であり、文化財保護法等に基づく各種施策との連携を行うことが必要である。

文化財保護法においては、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として都道府県教育委員会が定める文化財保存活用大綱（第183条の2）や、文化財の保存及び活用に関する基本的な方針や措置等について市町村の教育委員会等が定め、文化庁長官の認定を受ける文化財保存活用地域計画（第183条の3）について規定されている。これらの大綱及び計画に関する取組については、本法の地域計画の作成の際に参考とする。

また、文化財の確実な継承に向けた保存及び活用の推進については、文化庁において、適切な修理・整備、防火等の防災・防犯対策、地域の文化財の総合的な活用の推進などの支援を行っており、文化観光拠点施設の主要な文化資源が文化財である場合は、それらの支援も活用することができる。特に文化財の防災は重要であり、本法に規定する拠点計画及び地域計画を作成する場合は、その前提として防災対策に取り組むよう留意をする必要がある。

## 2 関連する観光の振興に関する施策との連携

文化観光を推進していく上で、文化観光拠点施設を含めた地域における周遊ルートの設定は来訪者にさまざまな文化資源についての理解を深める文化観光を提供するために重要である。観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）は、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域において、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が2泊3日以上滞在・周遊できる魅力ある観光地域づくりを促進するものである。本法の地域計画の作成の際には、当該法律に基づく取組を参考にするとともに、観光圏内において文化観光を推進する取組を行うことで、観光圏の魅力の向上に資することにもつながる。

### 七 その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する事項

#### （1）基本的な考え方

文化観光の推進に当たっては、文部科学省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携することで、予算、税制、手続の簡素化など、国による総合的な支援を図る。このため、主務大臣による認定を受けた拠点計画及び地域計画に基づく取組に対しては、文部科学省及び国土交通省は、本法による特例措置及び

支援事業等による支援を行う。また、個々の計画の内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとする。

## (2) 具体的な施策

### 【財政的支援】

#### ①文化観光拠点施設の魅力向上

- ・ 拠点計画又は地域計画に基づき、文化観光拠点施設において行われる文化資源の充実（調査、データベースの整備、多言語化）、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー化、展示改修等の整備について支援を行う。
- ・ 文化財に対して多言語での解説を整備するとともに、案内表示等の多言語化、キャッシュレスやチケットレス等の環境整備、夜間イベントの開催等についての支援を行う。

#### ②文化観光を推進する地域における来訪者の利便性の向上

- ・ 拠点計画又は地域計画に基づき、交通事業者が行う多言語による案内、Wi-Fi・キャッシュレス、バリアフリー化等の整備についての支援を行う。
- ・ 地域計画に基づき、地方公共団体が行う多言語による案内、Wi-Fi・キャッシュレスの整備についての支援を行う。

### 【税制】

- ・ 税額控除割合の引上げや手続きの簡素化など、大幅な見直しを実施された「企業版ふるさと納税」制度を活用（文化観光拠点施設を支援する事業を併用可能な補助金として位置付ける）して、企業からの寄附を通じた資金流入を促進する。
- ・ 文化観光拠点施設（独立行政法人等が設置者の場合）のコレクションの充実を図るために、個人が美術品を寄附する際に必要な税制上の手続に関して特例措置（自動承認特例）を設ける。

### 【手続の簡素化等】

#### ①交通アクセスの向上

拠点計画又は地域計画に基づき、交通事業者が実施する共通乗車船券（1枚の切符で複数の運送事業者にまたがって乗車船を行うことができ、かつ一定の範囲内では複数回乗り降りすることができるもの）の発行や、バス、船便の増便の手続の簡素化を行う

## ②都市公園、道路、港湾におけるオブジェ等の設置に関する取組等

地域計画に基づき、文化観光拠点施設の周辺にある都市公園、道路、港湾においてオブジェ等を設置する場合や拠点計画・地域計画に基づき行われる展覧会の実施により渋滞が発生し得る場合等は、計画の作成や認定に際し、関係機関に対して事前に十分に協議が必要であり、そのような協議がなされたときは、関係機関は、オブジェ等の設置に係る手続の円滑化等に配慮することとする。

上記のオブジェ等の設置をしようとする場合は、地域計画においてオブジェ等の設置場所及び期間、工事が必要な場合はその内容等を記載することが必要となる。

## ③文化財の登録提案権の付与

地域計画を作成した地方公共団体については、調査の結果、当該地域に文化財として保護すべき価値のある文化財が存在することが分かった場合には、当該文化財について、法第16条の規定に基づき、文化財の登録の提案を行うことができることとする。

地方公共団体が文化財の登録の提案を行おうとしている場合は、地域計画においては、当該文化財についての専門的な調査や当該調査に基づき必要な保存及び活用のための措置を行うことについて記載することが必要となる。

### 【国及び地方公共団体による助言等】

法第18条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体は、拠点計画・地域計画の認定を受けた者に対し、当該計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行う。特に、文部科学大臣及び国土交通大臣は、各計画の策定及び実施の各段階に対応して関係する者に対し、適切な相談体制を構築する。

また、法第18条第2項の規定に基づき、国、地方公共団体、文化資源保存活用施設の設置者及び文化観光推進事業者は、文化観光の推進のため相互に緊密に連携を図る。

さらに、国においては、これまで取り組んできた文化観光に関する諸施策を体系的に示し、計画の作成主体がさまざまな支援を組み合わせ活用できるようにする。

### 【独立行政法人による助言・支援】

- ・国立博物館等による文化への理解の促進に関する助言

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文

化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会は、文化資源の保存及び活用や文化の振興に知見を有していることから、法第19条の規定に基づき、多言語化対応や外国人向け体験プログラム等に関する助言や研修等を行うよう努める。

・日本政府観光局（JNTO）による海外向けプロモーションの実施

法第20条の規定に基づき、国外からの観光旅客の来訪を促進するため、独立行政法人国際観光振興機構は、拠点施設・地域計画の計画区域について海外における宣伝を行うほか、これに関連して、拠点計画・地域計画の認定を受けた者に対し、その求めに応じ、海外における宣伝の助言等に努める。

**【国等による資料の公開への協力】**

法第21条の規定に基づき、国、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立文化財機構は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に資するため、その所有する資料を文化観光拠点施設において公開の用に供するために出品するよう当該文化観光拠点施設の設置者（まだ文化観光拠点施設の機能を有していない文化資源保存活用施設である場合には、拠点計画の申請を行うこと等により文化観光拠点施設にしようとする場合を含む）から求めがあった場合には、これに協力するよう努める。

**【情報連携・共有を図るための基盤の整備】**

現在、国や地方公共団体等により推進されているデータ連携基盤等による各都市間の情報連携・共有の取組みを、各文化観光拠点施設や文化観光推進事業者がより容易な形で活用することで、多言語化や情報通信技術を活用した展示に関する知見・ノウハウや、文化観光に関するデータなどの情報の共有を行うことができるための仕組みづくりを、関係機関・関係事業者等の連携の下で推進する。